

委 託 業 務 仕 様 書

1 委託期間

契約締結日から令和7年10月31日

2 対象

- (1) 食品衛生指導員養成研修
一般社団法人岡山県食品衛生協会から示された食品衛生指導員養成研修対象者
- (2) 食品衛生指導員再教育研修
一般社団法人岡山県食品衛生協会の各支所（岡山県が所管する保健所及び保健所支所に設置された食品衛生協会）に所属する食品衛生指導員

3 対象人数

- (1) 食品衛生指導員養成研修 約45名
- (2) 食品衛生指導員再教育研修 約400名

4 研修場所

- (1) 食品衛生指導員養成研修
講習については、県内で研修会場を調達し実施すること。実地研修については、県内で1カ所の研修会場を調達し実施するか又は一般社団法人岡山県食品衛生協会の各支所(岡山県が所管する保健所及び保健所支所に設置された食品衛生協会)ごとに研修会場を調達し実施すること。
- (2) 食品衛生指導員再教育研修
一般社団法人岡山県食品衛生協会の各支所（岡山県が所管する保健所及び保健所支所に設置された食品衛生協会）ごとに研修会場を調達し実施すること。

5 研修内容及び研修時間

表1に示すとおり

6 その他

- (1) 研修対象者名簿は、岡山県保健医療部生活衛生課が提供する。
- (2) 研修日程については、岡山県保健医療部生活衛生課と調整すること。
- (3) 食品衛生指導員養成研修の開講式及び閉講式については、岡山県保健医療部生活衛生課と調整すること。
- (4) 研修対象者への研修会の開催案内は受託者において行うものとし、これに係る郵便料金等の諸経費も受託者の負担とする。
- (5) 研修に使用する資料については、受託者において必要部数を用意すること。なお、資料の調達、作成に係る諸経費は受託者の負担とする。
 - ①食品衛生指導員養成研修の講習資料は、「食品衛生指導員ハンドブック」（発行所：社団法人日本食品衛生協会）の最新版を使用することとし、当該資料は受講者に配布すること。
 - ②食品衛生指導員再教育研修の資料は、受託者において作成すること。また、資

- 料原案は、あらかじめ岡山県保健医療部生活衛生課に提示し了承を得ること。
- (6) 研修講師は受託者において調達するものとし、これに係る旅費、謝金等の諸経費は受託者の負担とする。
- (7) 研修会場の調達は受託者において行うものとし、これに係る経費も受託者の負担とする。また、会場の調達に当たっては、駐車場の確保、交通の便等を配慮すること。
- (8) その他、研修の計画、連絡調整、実施、報告に係る諸経費は受託者の負担とする。
- (9) 研修終了後、実施概要報告書を提出すること。

表 1

| 区 分 | 研修内容 | | 時間 |
|------------------|------|-----------------------------------------------------------|------|
| 食品衛生指導員 養成研修 | 講 習 | ・ 食品衛生法と関係法令 | 30分 |
| | | ・ 食中毒の発生事例 | 30分 |
| | | ・ 食品衛生指導員活動について | 60分 |
| | | ・ 一般的な衛生管理とHACCPによる衛生管理 | 90分 |
| | | ・ 食品衛生における危機管理 | 30分 |
| | 実地研修 | ・ 巡回指導接遇研修 ・ 簡易検査実務研修 ・ 異物等官能検査実務研修 | |
| 食品衛生指導員 再教育研修 | 講 習 | ・ 食品に起因した事件、事故の現状 ・ 食品の自主衛生管理に関すること ・ 食品衛生法令改正等について | 120分 |

*食品衛生指導員養成研修については、講習開始前に開講式、講習終了後に閉講式（食品衛生指導員の委嘱状交付）を行う。